

徳島県告示第四百八十二号

令和六年県民健康栄養調査について、徳島県統計調査条例（平成二十一年徳島県条例第十七号）第四条第二項の規定により、その目的等を次のとおり告示する。

令和六年十月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 調査の名称及び目的

1 名称

令和六年県民健康栄養調査

2 目的

この調査は、徳島県健康増進計画等の評価及び今後の生活習慣病対策等の効果的な推進を図るため、徳島県における健康増進施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

令和六年国民健康・栄養調査調査地区及び令和二年国勢調査により設定された調査単位区を参考に、無作為に抽出した十八単位区の世帯及び該当世帯の一歳以上の世帯員

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

(一) 身体状況調査

身長、体重、血圧測定等

(二) 栄養摂取状況調査

世帯状況、食事状況、食物摂取状況等

(三) 生活習慣調査

食生活、身体活動、運動等

2 基準となる期日又は期間

令和六年十月一日から十一月三十日までの間で調査の対象となる単位区を管轄する徳島県保健所が指定した日（以下「指定日」という。）

四 報告を求める者

この調査の対象となる県民（栄養摂取状況調査にあつては、調査の対象となる世帯の代表者及び食事づくり担当者）とする。

五 報告を求めるために用いる方法

1 身体状況調査は、被調査者を会場に集めて医師等が調査項目の計測及び問診を実施することにより行う。

2 栄養摂取状況調査及び生活習慣調査は、調査員である管理栄養士等が世帯を訪問して、世帯の代表者及び食事づくり担当者に面接の上、調査票の記入方法を指導し作成することにより行う。

3 生活習慣調査票は、栄養摂取状況調査票と併せて配布し被調査者本人が記入する。なお、当該調査票への記入に代えて、オンラインによる報告も可能とする。

六 報告を求める期間

指定日から令和六年十二月六日まで

七 その他必要な事項

この調査の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。